

第 1 2 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 書 (第 1 回 変 更)

平 成 2 9 年 4 月 1 日 から

5 年 間

平 成 3 4 年 3 月 3 1 日 まで

奈 良 県

(平 成 3 0 年 4 月 1 日 変 更)

目 次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方 針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	2
2	特別保護地区の指定	3
(1)	方 針	3
(2)	特別保護地区指定計画	4
3	休猟区の指定	5
4	鳥獣保護区の整備等	5
(1)	方 針	5
(2)	整備計画	5
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	5
1	鳥獣の人工増殖	5
(1)	方 針	5
(2)	人工増殖計画	6
2	放鳥獣	6
(1)	方 針	6
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	6
(3)	放獣計画	6
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	6
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	6
(1)	希少鳥獣	6
(2)	狩猟鳥獣	7
(3)	指定管理鳥獣	7
(4)	外来鳥獣等	7
(5)	一般鳥獣	7
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	7
(1)	許可しない場合の基本的考え方	7
(2)	許可に当たっての条件の考え方	8
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	8
(4)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	8
(5)	鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	8
2-1	学術研究を目的とする場合	
(1)	学術研究	8
(2)	標識調査	9
2-2	鳥獣の保護を目的とする場合	9
(1)	第一種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の保護	9
(2)	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	10
(3)	傷病により保護を要する鳥獣の保護	10
2-3	鳥獣の管理を目的とする場合	10
(1)	第二種特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	10
(2)	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	11
2-4	その他特別の事由の場合	15
(1)	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	15
(2)	愛玩のための飼養の目的	16
(3)	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	16
(4)	鵜飼漁業への利用	16
(5)	伝統的な祭礼行事等に用いる目的	16
(6)	前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益上必要があると認められる目的	16
3	その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	16
3-1	捕獲許可した者への指導	17

(1) 捕獲物又は採取物の処理等	-----	1 7
(2) 従事者の指揮監督	-----	1 7
(3) 危険の予防	-----	1 7
(4) 錯誤捕獲の防止	-----	1 7
3-2 許可権限の市町村長への移譲	-----	1 7
3-3 鳥類の飼養登録	-----	1 7
(1) 方針	-----	1 7
(2) 飼養適正化のための指導内容	-----	1 7
3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可	-----	1 8
(1) 方針	-----	1 8
(2) 許可の条件	-----	1 8
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	-----	1 8
1 特定猟具使用禁止区域の指定	-----	1 8
(1) 方針	-----	1 8
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	-----	1 9
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	-----	2 0
2 特定猟具使用制限区域の指定	-----	2 1
(1) 方針	-----	2 1
3 猟区設定のための指導	-----	2 1
(1) 方針	-----	2 1
(2) 設定指導の方法	-----	2 1
4 指定猟法禁止区域	-----	2 1
(1) 方針	-----	2 1
(2) 許可の考え方	-----	2 2
(3) 条件の考え方	-----	2 2
第六 特定計画の作成に関する事項	-----	2 2
1 特定計画の作成に関する方針	-----	2 2
2 対象鳥獣	-----	2 2
(1) 第一種特定計画	-----	2 2
(2) 第二種特定計画	-----	2 2
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	-----	2 3
1 方針	-----	2 3
2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	-----	2 3
(1) 方針	-----	2 3
(2) 鳥獣生息分布調査	-----	2 3
(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	-----	2 4
(4) 狩猟鳥獣生息調査	-----	2 4
(5) 第二種特定鳥獣の生息状況調査	-----	2 4
3 法に基づく諸制度の運用状況調査	-----	2 4
(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	-----	2 4
(2) 捕獲等情報収集調査	-----	2 4
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	-----	2 5
1 鳥獣行政担当職員	-----	2 5
(1) 方針	-----	2 5
(2) 設置計画	-----	2 5
(3) 研修計画	-----	2 5
2 鳥獣保護管理員	-----	2 5
(1) 方針	-----	2 5
(2) 設置計画	-----	2 5
(3) 年間活動計画	-----	2 6
(4) 研修計画	-----	2 6
3 保護及び管理の担い手の育成及び確保	-----	2 6

(1) 方針	-----	2 6
(2) 研修計画	-----	2 6
(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策	-----	2 6
(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保	-----	2 6
4 鳥獣保護管理施設の設置	-----	2 6
(1) 方針	-----	2 6
(2) 鳥獣保護管理施設の施設整備計画	-----	2 7
5 取組み	-----	2 7
(1) 方針	-----	2 7
(2) 年間計画	-----	2 7
6 必要な財源の確保	-----	2 7
第九 その他	-----	2 7
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	-----	2 7
2 狩猟の適正化	-----	2 7
3 傷病鳥獣救護への対応	-----	2 8
4 感染症への対応	-----	3 0
5 普及啓発	-----	3 0
(1) 鳥獣の保護思想の普及	-----	3 0
① 方針	-----	3 0
② 事業の年間計画	-----	3 0
③ 愛鳥週間行事等の計画	-----	3 0
(2) 安易な餌付けの防止	-----	3 0
(3) 野鳥の森等の整備	-----	3 1
(4) 野生生物保護モデル校の指定	-----	3 1
(5) 法令の普及徹底	-----	3 1